

実施日令和 年 月 日

対象事業所事業種別事業所名

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

指導員氏名
:
:
:

この指摘事項票は定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が遵守すべき主な項目を記載したものです。

指摘事項欄にチェックをつけた項目は、指導の結果、基準を満たしていない事項です。事業所として改善を図ってください。

また、本日の指導の結果につきまして、後日文書により結果通知を送付致します。結果通知により指摘された事項については、文書による改善の結果報告が必要となります。

1 個別サービスの質に関する指導

指摘事項	指導項目	確認欄	備考
(１) 内容及び手続の説明及び同意（第９条）			
	① 利用者又はその家族への説明を行っているか		
	② 利用申込者の同意を得ているか		
	③ 重要事項説明書の内容に不備等はないか		
	〔その他指導項目等〕		
(２) 心身の状況等の把握（第１４条）			
	① サービス担当者会議等に参加し、利用者の心身の状況把握に努めているか		
	〔その他指導項目等〕		

指摘事項	指導項目	確認欄	備考
(3) 居宅介護支援事業者等との連携 (第15条)			
	① サービス担当者会議を通じて介護支援専門員や他サービスとの密接な連携に努めているか		
	〔その他指導項目等〕		
(4) 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 (第17条)			
	① 居宅サービス計画に沿ったサービスが提供されているか		
	〔その他指導項目等〕		
(5) サービス提供の記録 (第20条)			
	① 居宅サービス計画等にサービス提供日及び内容、介護保険法第42条の2第6項の規定により利用者に代わって支払いを受ける費用の額等が記載されているか		
	② サービス提供記録に提供した具体的サービス内容等が記載されているか		
	〔その他指導項目等〕		
(6) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針 (第24条)			
	① 生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等(身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を含む)を行っていないか		
	② 身体的拘束等を行う場合に要件(切迫性、非代替性、一時性)を全て満たしているか		
	③ 身体拘束等を行った場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか		

指摘事項	指導項目	確認欄	備考
	〔その他指導項目等〕		
(7) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成(第26条)			
	① サービスの日時等については居宅サービス計画の内容及び利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ決定しているか		
	② 定期的に利用者の居宅を訪問しアセスメントを行っているか		
	③ 主治の医師の指示及び利用者の心身の状況、希望を踏まえて、療養上の目標、当該目標達成のためのサービス内容等が記載されているか(訪問看護サービス利用の場合)		
	④ 利用者又はその家族への説明を行い、利用者の同意を得ているか、交付は行われているか		
	⑤ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の実施状況を把握し適宜計画が変更されているか		
	⑥ 訪問看護報告書は作成されているか		
	〔その他指導項目等〕		

2 個別サービスの質を確保するための体制に関する指導

指摘事項	指導項目	確認欄	備考
(1) 従業者の員数(第6条)			
	① 利用者に対し、職員数は適切であるか		
	② 必要な専門職が配置されているか		
	③ 必要な資格は有しているか		

指 摘 事 項	指導項目	確認 欄	備考
	〔その他指導項目等〕		
(2) 管理者 (第7条)			
	① 管理者は常勤専従か、他の職務を兼務している場合、 兼務体制は適切か		
	〔その他指導項目等〕		
(3) 受給資格等の確認 (第12条)			
	① 被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有 効期限を確認しているか		
	〔その他指導項目等〕		
(4) 利用料等の受領 (第21条)			
	① 利用者からの費用徴収は適切に行われているか		
	② 領収書を発行しているか		
	〔その他指導項目等〕		
(5) 緊急時等の対応 (第29条)			
	① 緊急事態が発生した場合、速やかに主治の医師に 連絡しているか		
	〔その他指導項目等〕		

指摘事項	指導項目	確認欄	備考
(6) 運営規程（第31条）			
	① 運営における以下の重要事項について定めているか 1. 事業の目的及び運営の方針 2. 従業者の職種、員数及び職務の内容 3. 営業日及び営業時間 4. 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料その他の費用の額 5. 通常の事業の実施地域 6. 緊急時等における対応方法 7. 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法 8. 虐待の防止のための措置に関する事項 9. その他運営に関する重要事項		
	〔その他指導項目等〕		
(7) 勤務体制の確保（第32条）			
	① サービス提供は事業所の従業者によって行われているか		
	② 資質向上のために研修の機会を確保しているか		
	③ 性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか		
	〔その他指導項目等〕		
(8) 業務継続計画の策定等（第32条の2）			
	① 感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画（業務継続計画）の策定及び		

指 摘 事 項	指導項目	確認 欄	備考
	必要な措置を講じているか。		
	② 従業者に対する計画の周知、研修及び訓練を定期的に実施しているか		
	③ 定期的に計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行っているか		
	〔その他指導項目等〕		
(9) 衛生管理等 (第33条)			
	① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会開催 (おおむね6か月に1回以上)、その結果の周知をしているか		
	② 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備をしているか		
	③ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期実施をしているか		
	〔その他指導項目等〕		
(10) 掲示 (第34条)			
	① 運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を事業所に備え付けているか		★の項目については、令和7年3月31日までに法人のHP等又は介護サービス情報公表システムに掲示してください。
	② ★ 重要事項についてウェブサイトで公開しているか		

指 摘 事 項	指導項目	確認 欄	備考
	〔その他指導項目等〕		
(11) 秘密保持等(第35条)			
	① 個人情報の利用に当たり、利用者(利用者の情報)及び家族(利用者家族の情報)から同意を得ているか		
	② 退職者を含む、従業員が利用者の秘密を保持することを誓約しているか		
	〔その他指導項目等〕		
(12) 広告(第36条)			
	① 広告は虚偽又は誇大となっていないか		
	〔その他指導項目等〕		
(13) 苦情処理(第38条)			
	① 苦情受付の窓口を設置するなど、必要な措置を講じているか		
	② 苦情を受け付けた場合、内容等を記録し保存しているか		
	〔その他指導項目等〕		
(14) 地域との連携等(第39条)			
	① 介護・医療連携推進会議を概ね6月に1回以上開催しているか		
	② 介護・医療連携推進会議において、活動状況の報		

指 摘 事 項	指導項目	確認 欄	備考
	告を行い、評価を受けているか		
	③ 介護・医療連携推進会議で挙げた要望や助言が記録されているか		
	④ 介護・医療連携推進会議の会議録が公表されているか		
	〔その他指導項目等〕		
(15) 事故発生時の対応(第40条)			
	① 区市町村、家族、居宅介護支援事業者等に連絡しているか		
	② 事故状況、事故に際して採った処置が記録されているか		
	③ 損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行っているか		
	〔その他指導項目等〕		
(16) 虐待の防止(第40条の2)			
	① 虐待の発生・再発防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、従業者に周知しているか		
	② 虐待の防止のための指針を整備しているか		
	③ 虐待の防止のための研修を定期実施しているか		
	④ 上記の措置を適切に実施するための担当者を設置しているか		
	〔その他指導項目等〕		

3 加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導

指摘事項	指導項目	確認欄	備考
(1) 報酬請求			

4 事業所の設備等について

指摘事項	指導項目	確認欄	備考
(1) 設備等			
	① 設備等が適切であるか		
	〔その他指導項目等〕		